

県西部地区における今後の特別支援教育体制について

特別支援教育課

○米子市立米子養護学校（病弱部門小・中学部）の県への移管に伴い、県は、平成30年4月1日を目途に、病弱児童生徒を県立皆生養護学校小・中学部で受入れ、西部地区全体の病弱教育体制の充実を図ります。

（移管時点で米子市立米子養護学校に在籍している児童生徒のうち希望する者は県立皆生養護学校に転学）

1 県移管により見込まれる教育環境の向上

(1) 西部地区全体の教育体制の充実と一貫した教育体制の整備

- ・西部地区全体から広く児童生徒を受け入れやすくなり、郡部も含めた西部地区の病弱教育が充実する。
- ・小学部から高等部まで一貫した病弱教育を推進することができる。

(2) 様々な病気に対応した教育の推進

- ・病弱部門特別支援学校として設立された鳥取養護学校、総合療育センターと連携して教育を行っている皆生養護学校におけるこれまでの蓄積を活用した教育を実践することができる。
- ・感染症の関係などで通学できない子どもに対しては「訪問教育」を実施できる。

(3) ICT機器を活用した教育の推進

- ・県立特別支援学校においては、児童生徒数に対するiPad整備率は約6割であり、各校に蓄積されているノウハウを活用した教育を実践することができる。
- ・病気等で通学が制限されている児童生徒に対して、新たに導入予定としているICT機器を活用した学習を実践することができる。

2 移管に向けた取組状況

- 4月～6月 市立米子養護学校及び皆生養護学校保護者への説明
- 4月～12月 県立小・中学部設置の検討
- 12月～3月 (市) 市立米子養護学校廃止申請→(県) 廃止許可
- 12月～2月 教育委員会規則の改正
- 30年4月 移管

3 今後の検討課題

(1) 県立鳥取聾学校ひまわり分校の現市米養校舎への移転の検討

ひまわり分校には特別教室、体育館、運動場、プール等がなく、隣接する皆生養護学校等との調整により借用している状況があるため、教育環境の改善に向けて、県立鳥取聾学校ひまわり分校を現市米養校舎に移転させることの検討を行う。

(2) 現市米養校舎の改修の検討

ひまわり分校移転に伴う現市米養校舎の必要な改修の検討を行う。

(参考1) これまでの経緯

(1) 「西部地区における病弱特別支援学校高等部の設置等に係る検討会」報告概要（25年3月）

「教育の一貫性を考えれば、小・中・高等部が同一校にあるのが望ましく、県と米子市が小・中学部のあり方の検討を進めることが必要である。」との指摘がなされた。

(2) 米子市教育委員会との協議

- ・米子市教育委員会と鳥取県教育委員会との間で、県西部地区における今後の病弱教育の在り方についての意見交換の場を設けてきた。（27年5月・11月、28年2月）
- ・平成28年2月17日に開催した意見交換会において、米子市教育委員会が「県西部の子どもたちにとって、将来にわたり適切な学習環境を確保されることを前提として、米子市立米子養護学校を県に移管することを希望する。」と表明された。
- ・上記の表明を受け、実務者による協議の後、米子市立米子養護学校を県へ移管することで合意した。（29年3月）

(参考2) 西部地区における特別支援教育体制 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

学校名	障がい種等	設置部	幼児・児童・生徒数 (人)					
			幼	小	中	高	訪問	計
皆生養護学校	肢体不自由 病弱	幼・小・中・高・訪問 高	0	20	20	16 6	7	63 6
市立米子養護学校	病弱	小・中		3	6			9
県立米子養護学校	知的障がい 発達障がい 教育拠点	小・中・高		46	33	71		150
鳥取聾学校 ひまわり分校	聴覚障がい	幼・小・中	4	3	4			11
視覚障がい教育拠 点「きらら」	視覚障がい	相談支援 2 名 17 回 電話相談、訪問相談						